第1章 総　　論

1　計画策定の趣旨

国においては、令和5年3月に障害者基本計画（第5次）を策定し、障がい者施策の基本的な方向を定めるとともに、理念の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施しています。

また、県においては、国の基本計画を踏まえ、「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を一体化した「第7期埼玉県障害者支援計画」を令和6年3月に策定し、施策を総合的かつ計画的に実施しています。

本市は、障害者基本法に基づく「熊谷市障がい者計画（第1次）」を、平成19年3月に計画期間10年として策定、平成29年度から計画期間4年で「熊谷市障がい者計画（第2次）」、令和3年度から計画期間3年で「熊谷市障がい者計画（第3次）」を策定し、令和5年度を最終年度として各種施策を進めています。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」については、令和3年度から計画期間3年で「熊谷市障がい福祉計画（第6期）」、「熊谷市障がい児福祉計画（第2期）」を策定し、障害福祉サービス等に関する実施計画として位置づけています。

以上から、本市の3計画について令和5年度で計画期間が終了することに伴い、現状の障がいのある方を取り巻く環境や関連する法制度の動向を踏まえ、一体的に障がい者施策の推進を図るため「第7期熊谷市障がい者支援計画」を策定するものです。

※　障害福祉サービス及び障がい児福祉サービスの支給対象となる障がい者（児）について（関連する章：第3章、第4章、第5章、第6章）

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障がい児福祉サービスの支給対象となる者（児）については、原則として次のとおりですが、身体障がい者（児）を除き、医師の診断書等により判断する場合がありますので、詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。

ア身体障害者手帳所持者　イ療育手帳所持者　ウ精神障害者保健福祉手帳所持者（発達障がい者を含む）

なお、高次脳機能障がいについては、器質性精神障がいとして精神障がいに分類されるものであり、精神障害者保健福祉手帳等により精神障害者であることが確認された場合、給付の対象となります。

エ難病等対象者

オ障がい児については、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（発達障がい児を含む）を所持する児童、難病等対象児童

2　計画の性格

本計画は、前述のとおり、障害者基本法第11条第3項、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する計画を包括したものであり、本市の障がい者・障がい児施策の基本的方向や、達成すべき障害福祉サービス、障害児福祉サービスの目標などを明らかにし、障がい者・障がい児施策の総合的な推進を図るものです。

3　計画の位置付け

本計画は、前計画の施策を維持しながら、法令及び国の「障害者基本計画」をはじめとして、「埼玉県障害者支援計画」との関係に留意しつつ、本市の上位計画である「熊谷市総合振興計画」、「熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」や、関連計画である「熊谷市子ども子育て支援事業計画」、「熊谷市高齢社会対策基本計画」等との整合を図りながら障がい者福祉全般にわたる計画として策定するものです。

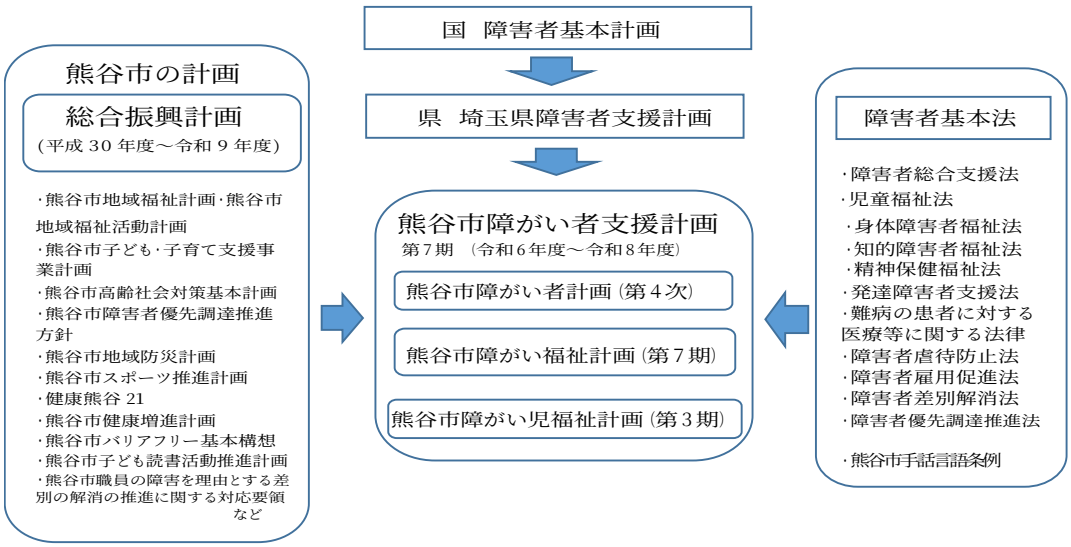

4　関連計画

熊谷市障がい者支援計画と関連する計画は以下のとおりです。本計画「第5章施策の展開」における各施策は、担当課において策定する以下のそれぞれの計画と整合をとっています。

熊谷市障がい者支援計画と関連する計画と担当課

№	計画名	担当課
1	熊谷市地域防災計画	危機管理課
2	熊谷市総合振興計画	企画課
3	熊谷市地域公共交通計画	企画課
4	熊谷市スポーツ推進計画	ｽﾎﾟｰﾂﾀｳﾝ推進課
5	熊谷市障害者活躍推進計画	職員課
6	くまがや男女共同参画推進プラン	男女共同参画室
7	健康熊谷２１	健康づくり課
8	熊谷市健康増進計画	健康づくり課
9	熊谷市自殺対策計画	健康づくり課
10	熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画	福祉総務課
11	熊谷市避難行動要支援者避難支援計画	福祉総務課
12	熊谷市高齢社会対策基本計画	長寿いきがい課
13	熊谷市障害者優先調達推進方針	障害福祉課

14	熊谷市子ども・子育て支援事業計画	こども課
15	熊谷市バリアフリー基本構想	都市計画課
16	熊谷市営住宅等長寿命化計画	営繕課
17	熊谷市教育振興基本計画	学校教育課
18	熊谷市子ども読書活動推進計画	市立図書館

5　計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの 3年間とし、以降、3年ごとの計画期間とします。

次期（第8期）計画は、本計画の最終年度である、令和8年度に見直し策定することとします。

計画期間中に、法改正及びそれに伴う制度改正などがあった場合は、その動向により、計画期間中に本計画を見直してまいります。

<table>
<tr><td>30</td><td>令和1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr>
<tr><td colspan="3">第2次熊谷市障がい者計画</td><td colspan="3" rowspan="2">第6期障がい者支援計画
（第3次熊谷市障がい者計画）
＋
（第6期熊谷市障がい福祉計画）
＋
（第2期熊谷市障がい児福祉計画）</td><td colspan="3" rowspan="2">第7期障がい者支援計画
（第4次熊谷市障がい者計画）
＋
（第7期熊谷市障がい福祉計画）
＋
（第3期熊谷市障がい児福祉計画）</td><td colspan="3" rowspan="2">第8期障がい者支援計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">第5期熊谷市障害福祉計画
第1期熊谷市障害児福祉計画</td></tr>
</table>

障害者基本法による「障がい者計画」：障がい者の状況などを踏まえ、障がい者施策の方向性を示す総合的な計画

障害者総合支援法による「障がい福祉計画」：障害福祉サービス、相談支援（計画相談支援）及び地域生活支援事業の実施に係る目標や見込量を定める計画

児童福祉法による「障がい児福祉計画」：障害児通所支援及び障害児相談支援実施に係る目標や見込量を定める計画

6　計画の策定体制

（１）熊谷市障がい者施策推進委員会による協議・検討

「熊谷市障がい者支援計画（第7期）」の策定に当たり、学識経験者、公募による市民、障がい者団体の代表者、関係行政機関の職員、障がい者福祉に関する事業者等15人の委員からなる「熊谷市障がい者施策推進委員会」において、協議・検討を行いました。

（２）行政内部での策定体制

行政内部においては、市関係職員による「熊谷市障がい者施策推進庁内連絡会議作業部会」を設置し、障害福祉課が中心となって計画を策定しました。

（３）障がい者団体及び計画相談支援事業所への意見・要望調査

計画の策定に当たり、障がいのある方の現状や意向などを把握するために、市内の障がい者団体（10団体）及び計画相談支援事業所（10事業所）を対象に意見・要望調査を行い、計画づくりに反映させています。

※ 意見・要望の内容等については、巻末の資料を参照

（４）計画の公表

計画の推進を図る上では、計画に関わる全ての市民が、その目指すべき共生社会の在り方を理解し、将来像や取組内容についての共通理解を図っていくことが必要です。

そのため、市のホームページ等を活用したり、総ルビ版を作成するなど、広く市民に公表するとともに、普及・啓発に努めます。